

「死刑の在り方についての勉強会」
取りまとめ報告書

法務省

はじめに

死刑は、人の命を絶つ極めて重大な刑罰であるとともに、死刑制度の存廃は刑罰の在り方、刑事司法制度の根幹に関わる重要な問題です。このような認識の下、平成22年7月、当時の千葉景子法務大臣が、死刑制度の在り方について、より広く国民的議論が行われる契機とするために、法務大臣の下に「死刑の在り方についての勉強会」を設置することを表明され、同年8月に勉強会が発足しました。

この勉強会においては、勉強会設置の趣旨を踏まえ、これまで9名の外部有識者の方及び「死刑廃止を推進する議員連盟」から御意見を伺うなどして、主に死刑制度の存廃論についての議論の状況について検討してまいりました。

私は、本年1月に法務大臣に就任した後、私が法務副大臣として勉強会に参加していた際の議論の状況を含めて、これまでの勉強会における議論の状況について改めて報告を受けたところ、死刑制度の存廃についての主な主張については、勉強会において概ね明らかにされたものと考えてに至りました。

それとともに、死刑制度の存廃については、廃止論、存置論ともにそれぞれの思想や哲学などに基づいたものであり、どちらかが正しく、どちらかが間違っていると言い切れるものではないと改めて感じました。

死刑制度の存廃は、刑罰の在り方や刑事司法制度の根幹に関わる重要な問題であり、正に国民の皆さんに議論していただくべき問題であると思います。そこで、法務省としては、これまでの勉強会の成果を取りまとめた報告書を国民の皆さんに公表し、国民の皆さんが議論するための基礎資料を提供することといたしました。

この報告書の公表が、国民の皆さんが死刑制度の存廃について議論する契機となり、我が国における死刑制度の存廃に関する議論が一層深められることを願っております。

平成24年3月

法務大臣 小川 敏夫

目 次

第 1	「死刑の在り方についての勉強会」立ち上げの経緯・趣旨等について	—1
第 2	本勉強会の開催経過について	2
第 3	本勉強会の構成員について	3
第 4	勉強会における検討の概要について	4
1	第 1 回勉強会	4
2	第 2 回勉強会	6
3	第 3 回勉強会	10
4	第 4 回勉強会	11
5	第 5 回勉強会	12
6	第 6 回勉強会	13
7	第 7 回勉強会	14
8	第 8 回勉強会	15
9	第 9 回勉強会	19
10	第 10 回勉強会	21
第 5	まとめ	22

添付資料・議事録目次

第1 「死刑の在り方についての勉強会」立ち上げの経緯・趣旨等について

「死刑の在り方についての勉強会」（以下、「本勉強会」という。）については、平成22年7月28日、千葉景子法務大臣（当時）が、死刑執行に自ら立ち会われた後に行われた記者会見において、死刑の在り方について検討するための勉強会を立ち上げることを表明した。

そして、同年8月6日、死刑の在り方について国民的な議論が行われるための契機とするために本勉強会が立ち上げられた。

本勉強会においては、あらかじめ一定の結論を定めて検討を行うものではなく、死刑制度の存廃についての考え方のほか、執行の告知の在り方を含めた死刑の執行にかかわる問題、執行に関する情報提供の在り方などの問題について様々な角度から幅広く検討していくものとされた。

第2 本勉強会の開催経過について

- 第1回 平成22年8月6日 今後の勉強会の進め方についての検討
- 第2回 平成22年8月27日 死刑制度に関する法制度及び判例の概要，死刑制度の存廃に関する文献での議論の概要等についての検討
- 第3回 平成22年9月9日 死刑制度の存廃を中心に外部の方から意見聴取
- 第4回 平成22年12月17日 今後の方針等について
- 第5回 平成23年4月11日 死刑制度の存廃を中心に外部の方から意見聴取
- 第6回 平成23年6月24日 死刑制度の存廃に関するこれまでの意見聴取等における議論の整理
- 第7回 平成23年8月8日 死刑廃止を推進する議員連盟から意見聴取
- 第8回 平成23年10月17日 これまでの勉強会における議論の状況について
- 第9回 平成23年11月28日 諸外国における死刑廃止の経緯等について
- 第10回 平成23年12月19日 イギリス及びフランスにおける死刑廃止の経緯等について外部の方から意見聴取

第3 本勉強会の構成員について

法務大臣，法務副大臣，法務大臣政務官

官房審議官（総合政策統括担当）

刑事局長，官房審議官（刑事局担当），刑事局総務課長，刑事法制管理官

矯正局長，矯正局総務課長，成人矯正課長

保護局長，保護局総務課長

本勉強会開催期間中の法務大臣，法務副大臣及び法務大臣政務官は以下のとおりである。

記

○ 第1回から第3回

法 務 大 臣：千葉景子

法 務 副大臣：加藤公一

法務大臣政務官：中村哲治

○ 第4回

法 務 大 臣：仙谷由人

法 務 副大臣：小川敏夫

法務大臣政務官：黒岩宇洋

○ 第5回から第7回

法 務 大 臣：江田五月

法 務 副大臣：小川敏夫

法務大臣政務官：黒岩宇洋

○ 第8回から第10回

法 務 大 臣：平岡秀夫

法 務 副大臣：滝 実

法務大臣政務官：谷 博之

第4 勉強会における検討の概要について

1 第1回勉強会

第1回勉強会においては、当時の千葉法務大臣から以下のような御挨拶があり、その後、勉強会における当面の検討事項や勉強会の進め方などについて話し合われた。

その結果、当面の検討事項は、

- 死刑制度の存廃についての考え方
- 執行の告知の在り方を含めた執行に関わる問題
- 執行に関する情報提供の在り方

等とされた。

また、法務省内の構成員のみで開催される会合については、自由闊達な議論を行うために非公開とするものの、勉強会で用いた資料については原則として公開すること、外部の有識者を招いて御意見を伺う際には、マスメディアによる取材を認める形で公表することという、本勉強会の公開の在り方についても決定された。

記

本日、死刑の在り方を検討するための勉強会の第1回目の会合を開催する運びとなりました。

私は、法務大臣就任当初から、死刑についての国民的議論が必要であると考えてまいりました。政務三役の間でも様々意見交換をさせていただきながら、先週、7月28日の記者会見におきまして、死刑の在り方についての勉強会を立ち上げることを発表させていただいたところでございます。

この発表に対しましては、多くの御意見などをいただきました。

私としては、できるだけ早くこの勉強会を立ち上げて議論を進めたいと考え、早速、本日、第1回の勉強会を開くこととした次第でございます。

死刑は、言うまでもなく、人の命を絶つ極めて重大な刑罰であるとともに、死刑制度の存廃は、刑罰の在り方、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でございますので、被害者遺族を含む国民の意見に十分に耳を傾けつつ、社会における正義の実現等種々の観点から、冷静に議論がされるべき問題だと思っております。

す。

また、死刑制度の是非については、国際的にも様々な意見や御指摘があることや、凶悪犯罪がいまだ後を絶たない状況等にかんがみますと、国民の間で幅広い観点からの議論が行われることが望ましいと、私は考えております。

また、裁判員制度によって刑事司法に対する国民の関心が高まるとともに、実際に国民の皆様方が裁判員として判断をされるという大変重い責務を負うこととされている状況の中、この勉強会での成果を公表させていただくことで、死刑の在り方について、より広く国民的な議論が行われる契機にすることができたらと考えております。

本勉強会は、あらかじめ一定の結論を決めて行うものではございませんが、死刑制度の存廃についての考え方のほか、執行の告知の在り方を含めた死刑の執行にかかわる問題、執行に関する情報提供の在り方などの問題について様々な角度から幅広く検討してまいりたいと考えております。

本勉強会は法務省内のメンバーで立ち上げましたが、様々な立場の外部の方々からも、できるだけ開かれた場において、幅広く御意見をうかがう機会を設けたいと考えております。

この外部の方々からの御意見をうかがう機会もできるだけ早い時期に設けたいと考えておりますので、そのような点を含めた今後の勉強会の進め方についても、本日、議論をさせていただきたいと考えております。

メンバーの皆様には、本勉強会の開催趣旨を十分御理解をいただきまして、死刑制度の現状を踏まえ、忌憚のない意見を賜り、活発な議論を重ねていきたいと思っております。

その議論が、これからの国民的な議論の大きな基礎となるものと考えておりますので、どうぞよろしく願いをする次第でございます。

以上をもちまして、私からのあいさつとさせていただきます。

2 第2回勉強会

第2回勉強会においては、添付資料1から9までを用いて、刑事局総務課長及び刑事法制管理官から、死刑制度に関する法制度及び判例の概要、死刑制度の存廃に関する議論の状況などについて説明が行われた。

(1) 添付資料1に基づき、死刑に関する現行法の主な規定について

- 死刑は、刑法において最も重い刑として定められていること
- 刑法において、「死刑は、刑事施設内において、絞首により執行する。」と規定されていること
- 刑事訴訟法において、「死刑の執行は、法務大臣の命令による。」と規定されており、他の刑の執行は検察官の指揮のみによるとされているのに対し、より慎重な手続が定められていること

などについて説明された。

(2) 添付資料2に基づき、死刑を法定刑に定める罪について

- 刑法においては、殺人罪、強盗殺人罪など12の罪について、刑法以外の法律においても、人質殺害、組織的な殺人など7つの罪について、法定刑として死刑が規定されていること
- このうち、法定刑として死刑のみを規定しているもの（絶対的死刑）は外患誘致罪のみであり、他の罪については無期懲役などの他の刑も選択できることとされていること

などについて説明された。

(3) 添付資料3に基づいて、死刑に関する主な最高裁判所裁判例について

- 最高裁判所大法廷は、昭和23年3月12日に言い渡した判決において、死刑制度自体が憲法に反するものではない旨を明らかにしたこと
- 最高裁判所大法廷は、昭和30年4月6日に言い渡した判決において、絞首刑が憲法に反しないか否かという点について、「現在わが国が採用している絞首方法が他の方法に比して特に人道上残虐であるとする理由は認められない。」として、絞首刑を合憲としたこと
- 死刑の適用基準について、最高裁判所は、昭和58年7月8日に言い渡した判決（いわゆる永山事件判決）において、死刑の適用基準について、「犯行の罪質、動機、態様ことに殺害の手段方法の執拗性・残虐性、結果の重大性ことに殺害された被害者の数、遺族の被害感情、社会的影

響，犯人の年齢，前科，犯行後の情状等各般の情状を併せ考察したとき，その罪責が誠に重大であつて，罪刑の均衡の見地からも一般予防の見地からも極刑がやむをえないと認められる場合には，死刑の選択も許される。」とした。

ことなどについて説明した。

- (4) 添付資料4に基づいて，文献に現れた主な死刑制度の存廃に関する議論の概要について，死刑の存廃については，多方面から種々の意見が提起されており，ここですべてを説明することは困難であるものの，死刑廃止，死刑存置それぞれの立場からの代表的な意見を紹介した。

ここで取り上げた，主な廃止論の論拠は，

- ① 死刑は，野蛮であり残酷であるから廃止すべき。
- ② 死刑の廃止は国際的潮流であるので，我が国においても死刑を廃止すべきである。
- ③ 死刑は，憲法第36条が絶対的に禁止する「残虐な刑罰」に該当する。
- ④ 死刑は，一度執行すると取り返しがつかないから，裁判に誤判の可能性がある以上，死刑は廃止すべきである。
- ⑤ 死刑に犯罪を抑止する効果があるか否かは疑わしい。
- ⑥ 犯人には，被害者・遺族に被害弁償をさせ，生涯，罪を償わせるべきである。
- ⑦ どんな凶悪な犯罪者であっても更生の可能性はある。

というものであり，ここで取り上げた存置論の主な論拠は，

- ① 人を殺した者は，自らの生命をもって罪を償うべきである。
- ② 一定の極悪非道な犯人に対しては死刑を科すべきであるとするのが，国民の一般的な法確信である。
- ③ 最高裁判所の判例上，死刑は憲法にも適合する刑罰である。
- ④ 誤判が許されないことは，死刑以外の刑罰についても同様である。
- ⑤ 死刑の威嚇力は犯罪抑止に必要である。
- ⑥ 被害者・遺族の心情からすれば死刑制度は必要である。
- ⑦ 凶悪な犯罪者による再犯を防止するため死刑が必要である。

というものであった。

- (5) 添付資料5に基づいて，死刑制度に関する世論調査結果について

内閣府（総理府）が死刑制度の存廃について、

- 昭和31年4月から平成元年6月までは、「今の日本で、どんな場合でも死刑を廃止しようという意見に賛成か、反対か」という質問で
- 平成6年9月以降は、「死刑制度に関して、このような意見がありますが、あなたはどちらの意見に賛成ですか。① 場合によっては死刑もやむを得ない、② どんな場合でも死刑は廃止すべきである、③ わからない・一概に言えない」という質問で

世論調査を実施した結果、現在の質問形式になった平成6年の調査以降の調査結果を比較してみると、「場合によっては死刑もやむを得ない」とする意見が一貫して上昇する傾向にあるのに対し、「どんな場合でも死刑は廃止すべきである」とする意見は減少する傾向にあり、直近の平成21年12月に行われた調査結果では、

- 場合によっては死刑もやむを得ないとの回答が85.6パーセント
- どんな場合でも死刑を廃止すべきとの回答が5.7パーセント

であったことなどについて説明された。

- (6) 添付資料6及び添付資料7に基づき、死刑に関する国際社会の動向について
- 死刑の存置国と廃止国の状況は、国連事務総長による2008年12月末現在の各国の死刑制度の状況についての報告によると、死刑制度を維持している国又は地域は合計94か国であり、そのうち、事実上の廃止国（国連では10年以上、執行のない国を事実上の廃止国と分類）が47か国で10年以内に執行のある存置国が47か国であり、死刑廃止国は、合計103か国であり、そのうち、戦時法や軍法などを除く通常犯罪においてのみ死刑を廃止した国又は地域が8か国で、すべての犯罪について死刑を廃止した国が95か国であったこと
 - 1989年、国連総会において、一般に死刑廃止条約と呼ばれている市民的及び政治的権利に関する国際規約（人権B規約）・第二選択議定書が採択されており、2009年末時点におけるこの条約の加盟国数は、72か国であるが、この条約を我が国は締結していないこと
 - 2007年及び2008年には、国連総会において死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れて死刑の執行猶予を確立すること」などを求める決議（モラトリアム決議）が採択されていること

などについて説明がなされた。

- (7) 添付資料 8 及び添付資料 9 に基づいて、近年における死刑確定者数、死刑執行者数などの統計及び死刑執行に関する情報公開の状況について説明がなされた。

3 第3回勉強会

第3回勉強会においては、

- 明治大学名誉教授弁護士 きくた こういち 菊田幸一氏
- 全国犯罪被害者の会代表幹事弁護士 おかむらいさお 岡村 勲氏
- 日本弁護士連合会副会長 みちがみあきら 道上明氏
- 元最高検公判部長・公証人 ほんごうたけよし 本江威憲氏

の4名をお招きし、主に死刑制度の存廃論について御意見を伺った。

頂いた御意見の内容については、添付の第3回勉強会議事録のとおりである。

また、道上氏が御意見を述べられるに当たって使用された資料は添付資料 10 であり、道上氏からは添付資料 11 の、本江氏からは添付資料 12 の意見書の提出があった。

4 第4回勉強会

第4回勉強会においては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官の法務省政務三役が全員交代したことを受け、当時の仙谷法務大臣が下記のとおり挨拶をした後、第1回から第3回の会合における議論の状況についておさらいをした上、今後の検討項目などについて、従前のとおりとすることなどを決定した。

記

本日、「死刑の在り方についての勉強会」の第4回目の会合を開催する運びとなりました。

本勉強会については、千葉元法務大臣が死刑についての国民的な議論の契機とすることを目的に立ち上げられたものであり、私もできる限り早くこの勉強会を開催したいと常々考えておりましたので、本日、第4回目の会合を開催することといたしました。

死刑については、極めて重大な刑罰であるとともに、死刑制度の存廃は、刑罰の在り方、我が国の刑事司法制度の根幹に関わる重大な問題でありますので、私も国民的な議論が行われることが重要であると考えております。

死刑についての国民的な議論が行われるためにも、本勉強会において、もろもろのテーマについてしっかりと検討していくことが重要であると考えております。本日の勉強会において、千葉元法務大臣御在任中の勉強会における成果を改めて確認するとともに、それを踏まえた自由な意見交換を行い、その上で、本勉強会の今後の方針について検討し、政務三役を中心とする本勉強会の構成員の間で意思統一を図ってまいりたいと考えております。

メンバーの皆様には、このような趣旨を御理解いただきまして、今後の勉強会の方針などについて、忌たんのない意見を賜り、活発な議論を行っていただきたいと思っております。

そして、その成果が、今後の勉強会における検討・議論の大きな基礎となることを期待しております。

以上をもちまして、私からの挨拶とさせていただきます。

5 第5回勉強会

第5回勉強会においては、

- ジャーナリスト さくらい 櫻井よしこ氏
- アムネスティ・インターナショナル日本事務局長 わかばやしひでき 若林秀樹氏
- 中央大学法科大学院・法学部教授 しいばしたかゆき 椎橋隆幸氏

の3名をお招きし、死刑制度の存廃論などについて御意見を伺った。

頂いた御意見の内容については、添付の第5回勉強会議事録のとおりである。

また、若林氏が御意見を述べられるに当たって使用された資料は添付資料 13 であり、添付資料 14 の意見書の提出があり、椎橋氏が御意見を述べられるに当たって使用された資料は添付資料 15 のとおりである。

6 第6回勉強会

第6回勉強会においては、従前の勉強会において主に議論が行われてきた死刑制度の存廃論を巡る議論の状況について、添付資料 16 を用いて整理した。

7 第7回勉強会

第7回勉強会においては、「死刑廃止を推進する議員連盟」の亀井静香会長、村越裕民事務局長及び本多平直幹事をお招きし、御意見を伺った。

頂いた御意見の内容については、添付の第7回勉強会議事録のとおりである。

8 第8回勉強会

第8回勉強会においては、法務大臣、法務副大臣及び法務大臣政務官の法務省政務三役が全員交代したことを受け、当時の平岡法務大臣から下記の挨拶があった後、まず、従前の議論の状況についておさらいをし、さらに添付資料17及び添付資料18を用いて、刑事法制管理官から「死刑制度を巡る国際的状况について」と「我が国における死刑制度の歴史について」に関して説明がなされた。

(1) 添付資料17を用いて、死刑制度を巡る国際的状况について、

○ モラトリアム決議について、2007年、2008年及び2010年には、国連総会において死刑存置国に対し、「死刑の廃止を視野に入れて死刑の執行猶予を確立すること」などを求める決議が採択されているが、2010年の決議について、我が国は「死刑制度の存廃、死刑執行モラトリアムの導入の適否は、各国が国民世論、犯罪情勢、刑事政策の在り方等を踏まえて慎重に検討した上で、独自に決定すべきものである」ことなどを理由に反対したこと

○ 2008年、B規約委員会が我が国に対し、「死刑廃止を考慮し、公衆に対して、必要があれば、廃止が望ましいことを伝えるべきである」「締約国は、死刑事件について義務的再審査制度を採用し、死刑事件の再審又は恩赦請求が執行停止の効力を持つことを確保すべきである」などとする勧告を行ったのに対して、我が国は、「義務的再審査制度の採用について我が国の刑事訴訟手続においては、三審制の下で有罪の認定及び刑の量定等について上訴が広範に認められ、また、死刑事件では必ず付される弁護人にも上訴権が付与されており、現に、死刑判決がなされた多数の事件で上訴がなされている状況にある」などというコメントを発表していること

などの説明がなされた。

(2) 添付資料18に基づいて

○ 律令体制下（奈良時代から平安時代まで）の制度については、養老律令（757年施行）において、主刑の一つとして「死」を規定し、更に「死」については、「絞」と「斬」に分かれており、一般に絞より斬の方が重い刑罰であるといわれており、検察、裁判権について、死刑につ

いては、初審を刑部省が管轄し、その後、事件は、太政官だいじょうかんに送られ、誤りがないか判断され、さらに、死刑の執行については、天皇に3回覆奏することが必要とされたこと。

- 江戸時代の主な刑罰については、公事方御定書に規定されているが、死刑としては、鋸挽のこぎりびき、磔はりつけ、獄門（罪人を獄内で斬首した後、捨札を立てて、その首を3日2晩晒す）、火罪（火あぶり）、斬刑（武士にのみ課される刑であり斬首に闕所けつしょが付加される）、死罪（斬首した後、その死体を試し切りの用に下付し、闕所が付加される）、下手人（斬首した後、その死体を試し切りの用に下付されず、闕所が付加されない）が規定されており、死刑は殺人、10両以上の窃盗、放火、姦通など多数の罪に対して課されていたこと
- 明治3年制定の新律綱領において、死刑については、「絞」「斬」の2種類とされ、「梟首」（さらし首。明治12年廃止）を更に付加することができ、「絞」は、首を縛る方法で、「斬」は、首を斬る方法で執行されており、死刑については、その裁判を行うに際して、司法省を經由して上奏し、天皇の裁可を得ることが必要であったこと
- 明治13年制定の旧刑法において、死刑については、第12条で絞首と定められ、その執行は獄内においてこれを執行することとされ、また、死刑の執行は司法卿の命令によることとされ、死刑執行には検察官、裁判所書記（当時、検事局は裁判所に付設され、検察事務官は裁判所書記であった）、典獄てんごくが立ち会うこととされ、刑場には刑の執行に関する者及び立会官吏（検察官、裁判所書記又は典獄）の許可を得た者以外は立ち入ることが禁止されたこと

などについて説明された。

記

本日、「死刑の在り方についての勉強会」の第8回目を開催することとなりました。本勉強会は、昨年8月6日に、当時の千葉法務大臣が死刑の在り方について国民的な議論の契機とすることを目的に立ち上げられたものですが、今回は、私が法務大臣に就任して初めての開催であり、これまでの勉強会のおさらいをすることとさせ

て頂きました。

千葉元法務大臣は、第1回の勉強会での開催のあいさつの中で、次のように言われています。

「死刑は、言うまでもなく、人の命を絶つ極めて重大な刑罰であると共に、死刑制度の存廃は、刑罰の在り方、我が国の刑事司法制度の根幹にかかわる重要な問題でございますので、被害者遺族を含む国民の意見に十分に耳を傾けつつ、社会における正義の実現等種々の観点から、冷静に議論がされるべき問題だと思っております。

また、死刑制度の是非については、国際的にも様々な意見やご指摘があることや、凶悪犯罪が未だ後を絶たない状況等に鑑みますと、国民の間で幅広い観点からの議論が行われることが望ましいと、私は考えております。」

そして、その後、千葉法務大臣時代に2回、仙谷法務大臣時代に1回、江田法務大臣時代に3回開催され、その都度、各法務大臣から、「本勉強会が、国民的な議論が行われる契機となることを期待する」旨の発言がされていますが、残念ながら、未だに「国民的な議論」が行われているとは言えない状況にあると感じています。

私としては、是非とも、国民の皆さんが、死刑制度に関する国際的動向や先進諸国の中での我が国の独自性について十分な情報を持った上で、日本の考え方が先進国の一員として国際的にも理解、納得してもらえるような議論を国民の皆さんに展開して欲しいと願っています。

と言うのも、2010年現在、世界各国のうちの約3分の1が死刑存置国と言われていますが、OECDの先進34か国に限定して言えば、死刑存置国は、我が国を含めてわずか3か国しかありません。さらに、その3か国でも、韓国は過去10年間死刑が執行されておらず、国連事務総長の発表によれば、「事実上の死刑廃止国」と言われていますし、米国も州レベルで見れば16州が死刑を廃止しているという状況です。

そのような状況の中で、我が国の独自性あるいは特別の立場をあくまでも主張し続けていくのか、あるいは、どのようにすれば先進諸国に理解、納得してもらえるのかについて、真剣に議論しなければなりません。正に「国民的な議論」を必要とする話だと思います。

真に「国民的な議論」が行われるためには、本勉強会の今後の進め方や本勉強会以外の機会の持ち方についても、しっかり検討をしていく必要があると考えていま

すので、皆様方のご理解とご協力を宜しく申し上げます。

本日の勉強会は、法務省の政務三役の顔ぶれが一新したところで、これまで行ってきた勉強会のおさらいをすることとなっていますが、今私が申し上げた問題意識にどう応えていったらよいかを考えながら、勉強会を進めて頂きたいと思います。どうか宜しくお願い致します。

9 第9回勉強会

第9回勉強会においては、添付資料 19 を用いて、「死刑廃止国における死刑廃止の経緯等」について、刑事法制管理官から説明がなされた。

(1) イギリス（イングランド及びウエールズ）について

- 1964年に議会に提出された謀殺に対する死刑を全廃するという内容の法案について、「5年間効力を有し、その時点で議会が改めて判断しない限り、失効し、旧法が復活する。」との修正案が受け入れられた上、両院を通過し、1965年、5年間の死刑の停止を定めた法律が成立し、1969年に1964年の法律の適用を恒久的なものとする動議が可決され、謀殺罪に対する死刑が完全に廃止されたこと
- 謀殺罪に対する死刑が停止された1965年、謀殺罪に対する死刑が廃止された1969年を基準に見ると、殺人の発生件数、人口100万人当たりの殺人の発生率は増加していること
- 謀殺罪に対する死刑廃止前後を通じて、死刑を支持する世論は50パーセント以上であること

などが説明された。

(2) ドイツについて

- 西ドイツにおいては、戦後、ナチス時代に死刑の対象犯罪が拡大された上に、言い渡し件数・執行件数ともに著しく増加するなど、死刑制度が濫用されたことへの反省から、1949年に制定された基本法により死刑が廃止されたこと
- ドイツにおいては、連邦刑事庁の統計資料が1953年以降のものしかなく、死刑廃止前後の犯罪情勢を比較対照するための資料を入手することはできなかったこと
- 死刑廃止の前年及び死刑廃止後も1971年までは、死刑復活に賛成する世論が、死刑復活に反対する世論を上回っていましたが、その後は、1977年に一度逆転したことを除けば、常に死刑復活に反対する世論が死刑復活を支持する世論を上回っていること

などが説明された。

(3) フランスについて

- 1981年に実施された大統領選挙においては、死刑の存続・廃止が

争点の一つとなり、その年6月に実施される国民議会議員選挙において社会党が過半数の議席を取ることができた場合には死刑廃止法案を国会に提出する旨公約した社会党のミッテラン候補が当選し、同年6月、ミッテラン大統領は、社会党が国民議会議員選挙で圧勝したことを受けて、バダンテール弁護士を司法大臣に任命し、バダンテール司法大臣は、8月、主務大臣として、政府として死刑廃止法案を国民議会に提出し、同法案は、国民議会及び元老院でそれぞれ可決され、成立し、同年10月に大統領の署名を経て公布されたこと

- 死刑廃止後殺人事件の発生件数、人口10万人当たりの認知件数は若干増加していること
 - 死刑廃止前後を通じて1994年までは死刑を支持する世論が多数でしたが、その後は、死刑に反対する世論が多数となっていること
- などについて説明された。

10 第 10 回勉強会

第 10 回勉強会においては、

- 法政大学大学院法務研究科教授 いまい たけよし 今井猛嘉氏
- 中央大学法科大学院教授 おぎ そりょう 小木曾綾氏

をお招きし、「イギリス及びフランスにおける死刑廃止の経緯等」について説明を伺った。

伺った説明の内容は、添付の第 10 回勉強会議事録のとおりである。

また、今井氏が説明に際し用いた資料は添付資料 20、小木曾氏が説明に際し用いた資料は添付資料 21 である。

第5 まとめ

1 以上のように、これまで本勉強会においては主に死刑制度の存廃論についての議論の状況について、検討・議論を行ってきた。

その検討・議論の過程で現れた、死刑制度廃止論、死刑制度存置論の主な論拠は次のとおりである。

(1) 死刑制度に対する根本思想・哲学について

死刑制度廃止論からは、「死刑は残虐な刑罰である」「生きる権利を侵害する残虐で非人道的な刑罰である」「国家であっても人を殺す権利はない」などと主張され、死刑制度存置論からは、「命を奪った者は、殺した相手を生き返らせない限り、自分の命をもって償いをし、責任を果たすほかはない」「どうしても死刑を適用せざるを得ない事案があり、そのような事案に死刑を適用することが社会正義を実現する司法を確立して、その司法の下で国民が安心して生きることのできる国を作るための方法である」などと主張されている。

(2) 死刑の犯罪抑止力について

死刑廃止論からは、「自暴自棄に陥った者や自らの命を賭して実行しなければならぬという信念を持った者に対しては死刑は抑止効を持ち得ず、自殺願望から犯行に及ぶ者にはむしろ誘発性を持つ」「その存否に関する実証的・科学的根拠は存在しない」などと主張され、死刑存置論からは、「刑罰に犯罪抑止力があることは明らかであり、刑罰体系の頂点に立つ死刑に抑止効がないというのは説得的ではない」「犯人を死刑にしておけば助かった可能性のある被害者は存在する」などと主張されている。

(3) 誤判のおそれについて

死刑廃止論からは、「誤判の可能性そのものを否定することは誰にもできない以上死刑は廃止すべきである」「えん罪による死刑執行のおそれは現実のものであり、いったん失われた命はどのようにしても回復できない」などと主張され、死刑存置論からは、「事件の中には誤判の余地の絶無な事件も相当ある」「誤判のおそれは死刑特有の問題ではなく、誤判のおそれを理由に死刑廃止を論じるのは刑事裁判の否定に通じる」などと主張されている。

(4) 被害者・遺族の心情等に関する議論について

死刑廃止論からは、「被害者のために死刑があるわけではない。」「今は仇討ちを彷彿させるような時代ではない」「遺族の被害感情は時間や状況とともに

に変化していくもの」などと主張され、死刑存置論からは、「事件が余りに残酷で、被害感情が余りに激しく、大方の人が犯人は自己の生命をもって償うべきだと考えるような場合には、死刑をもって臨み、被害者とその遺族の悲しみと怒りを癒すことも正義につながる」などと主張されている。

(5) 犯人の更生可能性について

死刑廃止論からは、「たとえ凶悪な罪を犯した者であっても更生の可能性がある」などと主張され、死刑存置論からは、「犯人が更生したからといって、犯人が犯した罪が消えるわけではない」「自分に同じ場面が降りかかってこない限りは、本当に切実な意味で人の命を奪うことの恐ろしさ、罪深さ、取り返しのつかなさを実感したり、反省したりすることはない」などと主張されている。

(6) 国民世論について

死刑廃止論からは、「世論に迎合するのではなく、政治がリーダーシップをもって国民を死刑廃止に導いていくべき」「死刑は人権の問題であり、少数者の保護という観点からすれば多数派の意見にこだわることは相当ではない」などと主張され、死刑存置論からは、「死刑存廃の問題は国民にとって最も基本的かつ重要な事柄であり、国民の意識が強く反映されなければならない」「罪刑均衡のとれた刑を科さなければ国民の刑事司法に対する信頼が得られなくなり、犯罪が増え、捜査に対する協力も得られなくなる」などと主張されている。

(7) 国際的潮流に関する議論について

死刑廃止論からは、「死刑廃止は国際的な潮流であり、我が国も国際人権法を尊重すべき」「世界は死刑廃止を望んでおり、ひとり日本だけが国情や世論を理由にちゅうちょしている時ではない」などと主張され、死刑存置論からは、「死刑制度存置国と廃止国の数や意味の比較については、『事実上の廃止国』をどのように分類するかなどの問題があり、簡単ではない」「一国の司法制度や犯罪政策、司法文化はその国の国民が決めるものであり、他国からとやかく言われるものではない」などと主張されている。

2 このように死刑制度の存廃に関する主張については、廃止論と存置論で大きく異なっており、そしてそれぞれの論拠については各々の哲学や思想に根ざしたものであり、一概にどちらか一方が正しく、どちらか一方が誤っているとは

言い難いものであるように思われる。

また、死刑制度の存廃に関する議論は古くからある問題であるが、廃止論及び存置論のそれぞれの論拠が各々の哲学や思想に根ざしたものであるという点については、昔から共通しているように思われる。

したがって、死刑制度の存廃については、現時点で本勉強会として、結論の取りまとめを行うことは相当ではないが、死刑制度の存廃についての議論についての廃止論及び存置論のそれぞれの主な主張については、本勉強会において、概ね明らかにすることができたものとする。

そこで、本勉強会における議論の内容を現時点で取りまとめた上で、これを国民に明らかにし、国民の間で更に議論が深められることが望まれる。

- 3 なお、勉強会の当面の検討事項については、「死刑制度の存廃についての考え方」の外に「執行の告知の在り方を含めた執行に関わる問題」及び「執行に関する情報提供の在り方」についても挙げられていたが、死刑の在り方についての中心的な問題は存廃であるところ、死刑制度の存廃についてはこれまでの議論を取りまとめて公表することができる状況になり、国民の皆さんに死刑制度の存廃について議論してもらうためには早期にこの点についての議論の状況についての取りまとめ報告書を公表することが望ましいと判断し、この度、取りまとめ報告書を公表することとし、その外の問題については、別の形で検討することとしたい。